平成２３年（フ）第３５９５号
北海道恵庭市島松旭町３丁目１番２号
債務者　坂井真寿美
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６１０号
札幌市西区西野７条８丁目９番30号　コーポ前鼻102号
債務者　石原由美子
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６２号
札幌市北区新琴似７条５丁目４番18号　新生マンション８号
債務者　土屋　正春
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１４号
札幌市東区北12条東10丁目１番６号　光星アパート
債務者　伏見圭都子
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４２号
札幌市北区屯田９条１丁目１番20号
債務者　本堂　伸彦
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４７号
札幌市北区北10条西２丁目６番地　サウスシティ901号
債務者　南　美也子
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５４号
札幌市白石区本通４丁目南７番７号　スリーマンション106号
債務者　雨宮　則彦
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６２号
札幌市豊平区美園７条６丁目３番26―703号
債務者　中川　千明
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６６号
札幌市東区東苗穂４条１丁目17番７号　マンションススダ101号
債務者　大場　園美
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８９号
札幌市西区八軒４条東２丁目３番５―106号
債務者　荒川　美里（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１６号
札幌市清田区里塚２条４丁目10番３号　岩本絵理方
債務者　岩本　光雄
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９号
名寄市西10条北１丁目14番地18　市村マンション２―２
債務者　岡崎　栄一
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２４年（フ）第２２号
群馬県高崎市倉賀野町3081番地１　ローレルコートⅢ207号
債務者　渡辺　彰宏
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第５２２号
埼玉県行田市持田１丁目２番１号
債務者　田島　　清
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第９号
千葉県東金市幸田881番地13
債務者　霞　　壽子
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１４号
神奈川県座間市入谷３丁目5791番地の１　相武台西パーク・ホームズ804号
債務者　石川つかさ
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２３号
神奈川県座間市東原５丁目３番１―305号　ハイムさがみの
債務者　柴田　和恵
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部